

令和8年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和8年1月23日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 第4四半期の事業執行状況について
○福祉課所管
○健康対策課所管
○子育て支援課所管
- 日程第2 各課所管事項報告について
○福祉課所管
・宇治田原町権利擁護・成年後見センターの開設について
- 日程第3 第4四半期の事業執行状況について
○学校教育課所管
○社会教育課所管
- 日程第4 各課所管事項報告について
○学校教育課所管
・学校給食費の改定について
・宇治田原町立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	9番	山内実貴子	委員
副委員長	8番	上野雅央	委員
	5番	山本精	委員
	7番	浅田賢茂	委員
	11番	田中大典	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるも

のは次のとおりである。

町	長	勝	谷	聡	一	君
教	育	長	南	亮	司	君
健	康	福	立	原	信	子
社	理	事	矢	野	里	志
教	育	次	中	地	智	之
学	校	教	太	田	智	子
校	教	育	茨	木	伸	悟
課	長	兼	岡	崎	一	男
企	画	財	田	中	辰	也
画	財	政	廣	島	照	美
課	長		山	下	愛	子
福	祉	課	時	田	美	喜
長			酒	井	隆	司
福	祉	課	重	富	康	宏
課	長	補	市	川	博	已
佐			田	村		徹
健	康	対	木	村	幸	治
策	課	長	小	川	英	人
課	長	補				
佐						
子	育	て				
支	援	課				
長						
宇	治	田				
原	保	育				
所	長					
地	域	子				
育	て	支				
援						
セ	ン	タ				
ー	所	長				
学	校	教				
育	課	課				
長	補	佐				
学	校	教				
育	課	課				
長	補	佐				
学	校	給				
食	共	同				
調	理	場				
所	長					
社	会	教				
育	課	長				
課	長	補				
佐						
社	会	教				
育	課	課				
長	補	佐				

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	西	尾	岳	士	君
専	門	官		長	谷	川	み	ど
							り	君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日は、各課の令和7年度第4四半期の事業執行状況並びに、所管事項の報告を願いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 改めましておはようございます。

本日は閉会中におきます文教厚生常任委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和8年になりまして、初めてのこの常任委員会でございますが、また山内委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、新年早々ですけれども消防団出初式、さらには二十歳のつどいにご臨席賜りまして誠にありがとうございました。

そして、皆さんご承知のとおり、23日今日、衆議院が解散の予定というところで、そして1月27日公示、2月8日投開票とする衆議院議員の総選挙が実施される見込みとなりました。異例の1月解散で寒さも厳しい中でもありますけれども、日程の短さ、そしてまた、予算編成への影響など課題は多いものの日本の将来を決める大切な機会であることに変わりはありません。

本町におきましても、令和8年度の予算編成を進めております。山場のほうを迎えておりますが、選挙準備には担当職員が大変苦勞してるんですけれども、万全を尽くしてまいりたいと思っております。同時に、やはり国の動向というのを注視しながら、地方の人口減少の中ではありますけれども、地方創生の実現を進めてまいりたいというふうに思っております。また、予算計上してまいりますので、ご理解賜りますようよろしく

お願いを申し上げます。

一方で、山火事とか住宅火災等が全国では発生をしております。幸い、我が町には大きな火災はございませんが、ただ小規模では火災が少し発生をしておりますので、消防分署、そして、消防団と連携をしながら注意喚起に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今日は令和7年度の第4四半期というところの事業執行と所管事項のご報告をさせていただきます。年度も終盤となっておりますけれども、各種事業の適切な執行に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、寒さが本当に今、厳しくなっております。どうか委員各位におかれましては、ご自愛の上、ご活躍をいただきますようお願いを申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。また、関係資料も配付しておりますので、併せてご参照願います。

◎第4四半期の事業執行状況について

○委員長（山内実貴子） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります令和7年度第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、福祉課所管について説明を求めます。太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） それでは、福祉課に係ります第4四半期の事業執行状況をご説明申し上げます。

事業番号、項番号1、新たな経済対策における物価高騰対策支援給付金支給事業費でございます。こちらは令和7年7月31日をもちまして申請を締め切りまして、事業は完了しております。

項番号2、地域福祉計画策定事業費でございます。地域福祉計画は令和7年度、令和8年度、2か年にわたって策定を進めるところでございます。第1回の委員会を1月30日に予定しております。第1回委員会におきまして地域の皆様に実施するアンケートの

項目について、ご協議をいただく予定でございます。それに先立ちまして、福祉関係の10団体に対して10月から12月におきまして、ヒアリングを実施いたしました。ヒアリング内容を反映したアンケートの調査票としているところでございます。

3番、項番号3、介護予防日常生活支援総合事業費でございます。こちらは介護保険特別会計でございます。通年で行っております一般介護予防生活支援サービスでございます。こちらは従前からご報告しておりますとおり、健康測定会であったり、ほかその他へと毎週、毎月行ったりしております介護予防事業を通年で行っているところです。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて福祉課所管の質疑を終了いたします。

次に、健康対策課所管について説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、健康対策課所管の事業執行状況についてご報告申し上げます。

5つ事業のほうを掲載させていただいております。

項番1番の高齢者の保険事業と介護予防等の一体的実施事業費でございます。こちらのほうにつきましては、従前からご説明させていただいておりますとおり、福祉課の事業等と連携しながら高齢者の健康増進、あるいは介護予防、フレイル予防へとつなげていくものでございます。

本四半期では主にリスクの有無にかかわらず、健康管理を指導するポピュレーションアプローチとして、日常カフェであります「愛茶カフェ」ですとか、高齢者の通いの場への医療専門職の訪問を積極的に継続して進めてまいります。

項番2番の健康増進計画等改定事業費でございます。前四半期までに改定計画の素案を作成し、昨年12月12日よりパブリックコメント、住民意見募集を行わせていただきました。このパブコメでは、町公共施設への配架のほか町ホームページLINEを活用し、周知に努めましたところ、ご意見の提出をいただいたところでございます。

本四半期では、引き続き住民や医療関係者等からなる健康づくり推進協議会のほうにお諮りし、このパブコメのご意見へのご回答内容、また計画の最終案を協議いただいた後に、計画改定へと進めてまいります。改定計画の概要につきましては、次回3月議会

定例会の本委員会にてご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、項番3番の各種予防接種対策事業費でございます。主に、法に基づき定期接種化された成人向け接種を綴喜医師会ほか、関係各所のご協力の下、個別医療機関にて実施するものでございます。希望される方が着実に接種いただけるよう事業を進めているところです。綴喜医師会管内の市町統一で高齢者新型コロナワクチン、それから、高齢者インフルエンザワクチンの定期接種の期間につきましては、今月1月末までとなっております。また、高齢者の帯状疱疹ワクチンにつきましては、これは年度末年齢という形となっておりますので、3月31日までとなっております、1月の広報紙にてそれぞれの周知を行わせていただいたところでございます。

次に、項番4番、5番目の特定健康診査等実施事業費、後期高齢者健康診査費でございます。国民健康保険あるいは後期高齢者医療被保険者の皆様の疾病の予防、早期発見、早期治療等につなげ、医療費の適正化を目指すもので、それぞれの特別会計での実施となります。受診率等の結果につきましては、11月の予備月及び人間ドック、そちらのほうの受診数がまだ確定しておりませんので、また別途の機会にご報告を申し上げますが、例年よりやや上回るペースで受診をいただいているものと把握しているところでございます。

国民健康保険の特定健診におきましては、受診の結果、メタボリックシンドローム、またはその予備軍とされた対象者への特定保健指導につきまして、町職員により鋭意進めているところでございます。特定保健指導は日程期間の継続した指導等、指導後の評価が必要となりますため、年度をまたいで指導のほう継続してまいります。後期高齢者健康診査につきましては、受診結果を項番1番でご説明申し上げました一体的実施事業のほか、各種保健事業のほうに活用してまいるところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

山本委員。

○委員（山本 精） 項番2番の健康増進計画等改定事業費のところですが、先ほども言われましたけど、パブリックコメントが15日締切りで行われたということですが、先ほど意見が何件かあるということでしたが、大体意見は何件ぐらいあって、どういうふうなコメントがあったのでしょうか。教えてもらえたら分かっている範囲でよろしいのでお願いします。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） まず、出された意見につきましては1名の方です。そこから大きく2件のご意見をいただいております。その趣旨1件目は予防接種事業についての住民サービスの向上。それから、2件目につきましては、がん検診等の各種受診率の向上に向けた取組、こちらについてのご意見をいただいております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。今後これらの意見はもっと削除されていると思いますが、しっかりとまたしていただけるようお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて健康対策課所管の質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課所管について説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長（廣島照美） それでは、子育て支援課所管の令和7年度第4四半期執行状況につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1件目、「保育所心を育む茶レンジャー育成事業費」でございますが、右端に記載のとおり本年度の事業内容は全て終了しているところでございます。

次に、2件目、「保育所体づくりデ茶レンジャー育成事業費」でございます。本事業につきましては、体力、運動能力の向上、自発的にチャレンジする意欲的な心を育成し、就学後の学校生活へのスムーズな移行へとつなげるため、通年を通じて安田式遊具、うんてい、鉄棒、平均台を組み合わせてのサーキット運動を実施しております。また、体育指導専門家による体育教室につきましては、残り2月、3月で4回ボール運動を実施予定でございます。

次に、3件目、母子保健事業費でございます。母子、乳幼児の健康の保持増進を図るため、保健指導、健康診査等を実施するもので、通年で随時母子健康手帳交付、保健師の面接、新生児訪問、1か月健診を実施します。また、各種集団健診については、出生後から、出産後から就学前までの切れ目のない健診体制を実施しております。

次に、4件目、物価高対応子育て応援手当支給事業費でございます。こちらは12月に補正予算を5か月いただき、追加記載させていただいております。次期以降の予定等の欄に記載の対象児童、①令和7年9月分児童手当支給対象児童及び9月出生児童がプッシュ型支給対象となりまして、システムから抽出しまして600世帯に対しまして、1月

14日に案内通知を発送いたしております。受給を辞退する方は届出が必要となりますので、1月26日を期限としまして、それ以降の2月10日に第1回目の支給、プッシュ型支給のほうを予定しておるところでございます。2回目以降の支給につきましては、対象児童の②のとおり令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童、また公務員に係る支給となります。②の対象児童につきましては、申請が必要となりますので、出生届出時に児童手当等の手続の際、案内をしているところでございます。

また、公務員につきましては、所属長から案内及び申請書が配布されまして、各住所地の市町村へ申請手続が必要となるところでございます。支給金額につきましては、対象児童1人につき2万円、対象者数は現時点で1,153人を見込んでおるところでございます。対象者のほうには個別に案内通知を送っているところではございますが、広報紙、ホームページ、町公式LINEに制度についての周知を掲載しているところでございます。

説明については簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） それでは、この母子健康事業のほうで私から質問させていただきます。

この健（検）診、歯科検診等、この辺が3歳、5歳と手厚くやっただいたっているんですけども、この辺の案内はもちろん出されていると思うんですけども、確率的には、ほぼ100%ぐらいの方が歯科検診に来ていただいているのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 検診につきましては、ほぼ来られているんですけども、やはりちょっと忘れていたとかで来られない方もおられます。そういった方には次回の検診を案内するなど、対応させていただいているところでございます。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 私も医療関係の方からお聞きしたんですけども、歯科検診、健診、口であれば虫歯、歯周病を診られると思うんですけど、それ以外の目的でも歯科健診されていると。健康以外の面も触診、体の健康状態を診られるという非常に大事なことやと思いますので、周知のほうしっかりしていただいて、今後も手厚くどうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて子育て支援課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

福祉課所管の宇治田原町権利擁護・成年後見センターの開設について説明を求めます。
太田課長。

○福祉課長（太田智子） それでは、お手元にお配りしております資料ですね、右肩に福祉課、文教厚生常任委員会資料福祉課と書かれております、「宇治田原町権利擁護・成年後見センター」の開設についてという資料をご覧ください。

このたび、開設予定のところがございますが、令和8年3月3日に宇治田原町権利擁護・成年後見センターを開設いたします。

趣旨のところをご覧ください。こちら成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきまして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援や成年後見制度利用促進を図る中核機関として、宇治田原町権利擁護・成年後見センターを開設するものでございます。老人福祉センターやすらぎ荘に設置し、その業務実施は宇治田原町社会福祉協議会に委託するということになっております。

権利擁護・成年後見センターが担う業務といたしましては、主に判断能力が十分でない方、認知症であったり障がいがあったり、そういったことで判断能力が十分でない方が、成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行い、権利を尊重し擁護されるように、地域や関係機関とのネットワークを構築、連携し、また制度の普及促進啓発を行っていくものでございます。

このセンターの適切な運営を図るために、宇治田原町権利擁護・成年後見センター運営協議会というものを設置いたしまして、協議会で様々なことを協議しながら運営について行っております。

主な業務内容4つございます。成年後見制度や権利擁護に関する相談及び支援、それから、成年後見制度及び権利擁護に関する広報及び啓発、成年後見制度の申立てに対す

る支援、成年後見制度及び権利擁護に係る関係機関等との連携及び調整というものでございます。

対象となる方は、町内に在住する者及びこれに準ずる者。この準ずる者というのは在住者が宇治田原町の方であるけれども、相談するのは町外にお住まいの、そのお子様であったり、家族の方がご相談されたりすることも想定しておりますので、宇治田原町に在住する者と限定せずに、これに準ずる者という方も対象としているものでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 成年後見センター、権利擁護と開設そのものについては、やっぱり最近の流れも含めて必要ではないかなと思っています。ただ、こういうセンターを社会福祉協議会のところに持っていくということについて、社会福祉協議会そのものはそういうような理解をされているのかどうかということと、そういうことができるような要請を現在されていくのか、されているのか、また今後されるのか、その人員配置などはどう考えておられるのかなということですが。

○委員長（山内実貴子） 太田課長。

○福祉課長（太田智子） 社会福祉協議会では従前から日常生活自立支援事業というものを実施しております。こちらは金銭の管理が非常に不安のある方などに対して、契約を結びまして、その管理のお手伝いなどをする事業を従前から行っております。職員は当然この研修などを受けて知識を得ておりますので、役場の職員ももちろん関わってまいります。従前からそのような事業に従事している社会福祉協議会に委託するというところで考えております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） そういう形であれば問題ないかなと思いますが、ただこういうことで1つ作業が協議会のほうが増えるということになると思うので、その辺はしっかりと連携をしていってほしいなというふうに思います。よろしく、はい。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） 今、山本委員のほうから質問があったんですが、この成年後見センター、これは、ご承知の数年前に私、いろいろ質問とか要望とかさせていただいて、やっとここに開設を迎えたということで相当いろいろ、いろんな情報を調べられた上で今回こうして開設されたんだなということ。

従来から今も答弁がありましたように、こういうことについては社協を通じて紹介とかいうような形で、対応していただいたと思うんですけども、本町においては特に高齢者が非常に多くなってきている。それから、もう一つはその独居老人の問題等々いろいろありますので、できたらこれを大体そのPR、こういう制度があるんですよ。

それと同時に今、健康対策になるんですかね、保健師さんがいろいろ訪問されているんですけど、今は認知症を発症してからでは遅いので、そういった保健師さんなんか訪問されたときに、こういう制度がありますよというようなことも含めて、マンツーマンで、できたらPRをしていただきたい。本町もこういうようなことをやっている。従来は弁護士とか、あるいは大きな町のこういうセンターにわざわざ行かないといけないのが、リモートでできるのが大変メリットがあると思いますので、その辺を担当課にPRのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。田中委員。

○委員（田中大典） 今、原田議長からもありましたけれども、こういう制度は町にあるというのは、非常に住民の安心につながるかと思います。高齢者ということにも限らず、障がいのある方とか福祉が必要な方に関しては、非常に手厚いサポートになりますし、ただ、原田議長もおっしゃったように、こういう制度があるということの告知のところをアピールしていただきたいなと思います。私の答えは結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑ある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて福祉課所管事項報告と質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の令和7年度第4四半期の事業執行状況並びに各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願ひます。山本委員。

○委員（山本 精） 1点お聞きしたいんですが、去年の12月1日、2日からなんですけど、従来の健康保険証に代わって、マイナ保険証を使用ということになったのですが、現在もマイナ保険証をお持ちでない方に対して、資格確認書の発行がされましたね。ただ、聞いていると今年70歳になる方の発行がされていて、有効期限が誕生日月に終わっ

てしまって、その後どうすんねんと話を聞いているんですが、これはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 田中課長補佐。

○健康対策課課長補佐（田中辰也） 質問のほうにお答えいたします。委員ご指摘のとおり昨年12月1日に旧被保険者証が廃止になりまして、11月に資格確認書の一斉更新を行いました。

今、お聞きになったという誕生日の末までに期限が切られているということの説明なんですけれども、現在の国民健康保険制度におきましては、70歳を迎えられた被保険者には、その翌月から負担割合を証明する必要がございます。今の本庁の運用としましては、誕生日中に資格確認書を発行している方に対して、負担割合を記した資格確認書を送り直しまして、差し替えの上、ご使用くださいということを申し上げておまして、11月に行いました一斉更新のときに、説明文も入れさせていただいておるところなんですけれども、1年間の有効期限内に70歳を迎えられる方、また75歳を迎えられて後期高齢医療保険制度に移行される方につきましては、全てご心配なくプッシュ型にて、その後の医療を受けられるような書を発行するという説明書きも添えて、郵送させていただいているところです。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） なかなかそこまで見はる人、少ないかなと思うので心配されていたので、ちょっと質問させてもらいました。しっかりとされるということ。

それと、資格確認書なんですけれども、今後5年間に限って、発行するというふうな形が言われていたと思うのですが、見てみると僕も資格確認書なんですけど、7月31日が有効期限というふうになっているんです。これは、毎年発行されるというふうを考えていいのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 田中補佐。

○健康対策課課長補佐（田中辰也） 本町では有効期間は1年と考えております。こちらにつきましては、国のほうでは資格確認書の有効期限は最長5年以内として、保険者がそれぞれの事情に応じて定めるものとしておまして、本町が1年間に期限を切っている理由なんですけれども、先ほどもありました国民健康保険制度では、70歳を迎えた被保険者には医療費の負担割合を証明する必要があり、従来は高齢受給者証というものを発行してまいりました。

また、1か月の自己負担額の上限を示す、負担区分を証明する場合は限度額適用認定

証、これもまた資格確認書や高齢受給者証とは別に発行しておりました。証明する内容に応じて違う種類の書を発行し、被保険者の方には複数枚の書を管理していただく必要がございましたが、被保険者の利便性を考慮した上で、昨年12月2日以降はこれらの情報を資格確認書1枚に全て表記することが可能となりましたので、加えて、ご年齢にかかわらず、ご希望により負担区分についても資格確認書に併記することが可能となったということで、実は、この負担割合ですとか、負担区分なんですけれども、前年中の所得に応じて毎年1回、8月に見直しがされます。そういった関係もございまして、資格確認書の有効期限を1年間とさせていただいているところです。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。そういうことでしたら、しっかりとまた自動的に行われているということなので、安心はしてきました。よろしくお願いします。

○委員長（山内実貴子） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時33分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。南教育長。

○教育長（南 亮司） 改めまして、おはようございます。

前日は二十歳のつどいへのご出席ありがとうございました。

少し遡りますが昨年12月19日の中学生議会では大変お世話になりました。併せてお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、今月17日の土曜日には小・中学校で学校公開を実施しましたところ、議員の皆さんをはじめ、教育委員さん、保護者、地域の方々に多数ご参加いただいたところでございます。特に中学校では、ふるさと学習ということで1年生はふれあい教室で、お茶席や郷土料理を体験し、2年生はSNS講座情報モラルを学び、3年生は町づくり学習として宇治田原を元気にする会社をつくろうと題して、今年のテーマ「観光」の観点か

ら地域づくりワークショップを行い、宇治田原のすてきなヒト・モノ・コトを生かし、町を元気にするアイデアを創出しておりました。

同時に、例年PTA主催の「家族で取り組むあいさつ川柳」の表彰も行われました。金賞は3年生の生徒「ありがとう、その一言で家が晴れ」、その保護者の文章が「おかえりを言える幸せ今日もまた」でございました。

本日は、令和7年度第4四半期の事業執行状況及び学校教育課所管事項報告をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について始めます。

◎第4四半期の事業執行状況について

○委員長（山内実貴子） 日程第3、各課所管に係ります令和7年度第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、学校教育課所管について説明を求めます。矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、私のほうから、学校教育課所管の第4四半期の事業執行状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず1件目、GIGA端末更新事業費でございます。1人1台のタブレット端末につきまして2月中旬に納品を予定しており、3月中旬には各端末の初期設定を行いまして、来年度から使用を開始する予定としております。

2件目、小・中学校校内ネットワーク運営費でございます。9月30日に小・中学校ネットワークの更新を完了しております。

3件目、繰越事業、中学校体育館空調設備等整備事業費でございます。こちらも8月31日に設計書の作成委託を終了しております。

4件目、中学校体育館空調設備等整備事業費でございます。まずは、2月中旬を目途に照明のLED化工事を実施いたします。空調につきましては、機器の納品に時間を要することから、4月以降の工事となる予定としております。なお、期間中は工事管理業務も引き続いて実施しております。

5件目、学校給食共同調理場、調理等業務委託事業費でございます。委託事業者が決定をいたしましたので、4月にスムーズに給食が開始できるよう委託事業者のほうで準備を進めているところでございます。

6 件目、小・中学校給食費支援事業費でございます。12月補正でご可決をいただきました本事業につきましては、3 学期分の給食費を支援するものでございまして、保護者負担の給食費全額を補助金として交付するものでございます。

説明につきましては以上となります。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） それでは、学校給食の件について私から質問をさせていただきます。

委託に伴い、現職員さんをなるべく採用するという形であったと思うんですけども、現在、どれぐらいの方が引き継いで、やっていただけそうなのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 現在、アルバイトの方が8人おられますが、そのうち5人は継続して働くことができます。基本的に雇用を希望されている方は全て、継続雇用を希望されている方は全て受け入れる方向で考えております。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） この学校給食の雇用、就労については本当に学校の行事と重なって業務ができて、子どもさんの子育てから一旦手を離れて小学校に行ったタイミングで、何か仕事をしようかなという方に関しては、大変働きやすい環境であると思うんです。今回も人手不足でこのような形になったと思うので、その辺は何かバックアップして人手不足解消に尽力いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて学校教育課所管の質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管について説明を求めます。田村社会教育課長。

○社会教育課長（田村 徹） 先ほど教育長の挨拶にもありましたけれども、1月11日に寒い中、出初め式に続きまして二十歳のつどいのほうに、ご出席いただきまして、どうも誠にありがとうございました。

すみません、着座の上、ご説明のほうをいたします。

事業執行状況のほうをご覧いただきたいのですが、第4四半期ですけれども、

まず1件目、生涯学習推進事業費です。こちらにつきましては、子ども茶道教室、4月12日から月2回実施しておるんですけれども、こちら第4四半期につきましても1月、2月、3月と月2回で実施を予定しております。

それで、2件目、総合文化センター改修事業費でございます。ホール特定天井改修設計業務です。こちらにつきましては、現在、作業を進めておるところでございます。

それと、2件目のホール舞台機構設備改修工事、こちらでございますけれども、現在、現場での作業実施に向けて準備を進めておりまして、現場での作業が2月から、現場のほうで着手する予定でございます。なお、その間、ホールは使えなくなるんですけれども、利用者の申込みがない期間での工事が施工できるように調整いたしまして、その期間でやる予定をしております。

3件目、4件目、こちら体育施設集約化事業費でございますけれども、トレーニングセンターの機能を住民体育館等に移設をするものでございますけれども、上段のほうですが、こちらは、繰越のほうでございまして、今年度行っております設計業務の支援をする業務でございまして、こちら現在、設計業務と併せて実施しておりますのと、4件目最後ですが、6月補正のほうで予算をご可決いただきました件でございますけれども、こちらにつきましては、設計業務を現在、進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） すみません、1番目の生涯学習の中で、いろいろ事業をやられている。その中で子ども茶道教室、これ月2回、4月から1年間続いて実施されておる。これは当初何名ぐらいで、現在、何名ぐらいいるのか、分かればざっとで結構ですけど。

○委員長（山内実貴子） 木村補佐。

○社会教育課課長補佐（木村幸治） ただいまのご質問ですけれども、定員は15名でございます。現在、子ども小学生10名が参加して茶道教室のほう習っておられます。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） その10名の子どもさんがずっと継続してやられておる。特に茶道というよりもお茶の道、道というのはいろいろ人間形成にも必要なことやと思うんですけど、ぜひ緑茶発祥の地として、こういう事業は続けていっていただきたい。それともっとPRもしていただきたいというふうに思いますので、できたら継続して予算化を予算

要望のほうも上げていただけたらいいなというふうに思うんですけど、その辺教育委員会の考えはどうでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 田村課長。

○社会教育課長（田村 徹） どうもありがとうございます。

ご指摘のとおり、緑茶発祥の地ということですので、茶文化にとっては、こういったことを子どもさんが小さいときから学んでいただくというのは、非常にいいことや私どもも考えておるところでございまして、こちらにつきましては、継続する形で来年度の予算にも引き続き予算のほうを要求と言いますか、計上しておりますので、そちらにつきましては予算委員会のほうで、またご確認いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） 非常にいい。当然お茶の茶道というのは、がーっと人数でできるもんじゃないので月2回ということになって、できたら多くのできる限り多くの子どもさんに参加していただくような方策もちよっと考えていただいて、ぜひ事業を続けていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて社会教育課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず学校教育課所管の学校給食費の改定について説明を求めます。市川学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） それでは、学校給食費の改定についてご説明いたします。

資料、学校給食費の改定についての資料をご覧ください。

こちら給食費の改定にあたり、まずは近隣の市町村の調査結果をまとめました。ここ

で見えてきますのは、まず無償化とか一部補助を行っていないのは宇治田原町だけの状態であるということです。それと、他市町と比較しますと小学校も中学校も宇治田原町が給食費を最安値に設定しているという現状でございます。

次のページをお願いします。

これまでも、宇治田原町では通常の物価推移に合わせて、給食費の改定、値上げをしてきているのですが、これにつきましては大体近年では3年ごとに給食費を改正しております。このたび、令和8年4月が改正にふさわしい時期となっております、前回2回分は全て20円だけ上げたという値上げ幅だったのですが、今回は提案させてもらうていまして、昨今の物価高、米価とか野菜とかが食料油とか、そういった著しい物価高になっておりますので、提案としては40円の値上げを考えております。

そして、食材費につきましてですけれども、これは平成22年度から順番に追っかけているんですけれども、シーズとしてはだんだん額が抑えられていっているんですが、これは単純に子ども数が減っていている。食数が減っていているということからでございます。ところが、1食当たり食材というのは、やはり過去に比べたらこれでいきますと令和2年ぐらいから高止まりと言いましょか、している状況でございます。

それで、今回、過去の決算等分析しながら6年度給食費支払い実績等を見ていきますと、やはりここは値上げをしていかなければならないというふうな状況になりまして、それで、試算しましたところ現状に対して、値上げを見込まないとしても20%程度が、物価高を見込まないとしましても20%程度の値上げ比重であるというふうな試算をいたしております。

ところが、20%になりますと、急激な給食費の値上げにつながりますので、その辺はやはりこれは世代間の公平性とか、あるいは今、ニュースなんかで言われています無償化の兆しもありますので、国のね。あるいは、今後、人口減少、子どもの減少もありますので、そういうことを考慮しまして、従来の改正額の20%に対して2倍までの額プラス40円ぐらいが、もちろんさっきの20%以内ですけど上限とするのが、保護者の皆様等に理解が得られやすいというふうな思いで提案させてもろうていまして。

そして、これにつきましては、昨年、令和7年12月15日、学校給食の共同調理場給食運営委員会、これは学校の先生等が入っていただいている運営委員会ですが、こちらに対してもこれと同じ内容で提示いたしまして、また2月に再度この運営委員会を開いていただきまして、最終的には助言をいただくんですけれども、現時点では40円の財源につきましては、物価上昇を考えれば妥当やなという、妥当でしょうねという答えは言っ

ていただいております。その後、同じ内容で教育委員会定例会のほうにも、この話をさせていただきます。

それから、ちなみに、給食の米は市場単価よりは安いんです。ところが、令和6年度産米は490円、キロ当たり490円だったのですが、令和7年度産米、もう既に7年度産米が入荷していますけれども、それが490円に対して769円となっております。それ以外、野菜等を季節によっては旬の時期は安いかもしれませんが、やっぱり給食というのはバランスのええ食事というのがありますので、旬じゃない時期でもその野菜を使うことがありますので、高いときは高いので、その辺は今ぎりぎり量を調整する等してやっておりますが、何とかこの40円の値上げというのは、ご理解いただきたいところで提案させていただきます。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。田中委員。

○委員（田中大典） 私からは数点お伺いさせていただきたいと思います。

まず3ページの番号を振ってあるところ1から5までありますけれども、購入を減らしている物資分を補うというのは、これは例えば、どういうものが購入を減らしているものなのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 米は減らしておりませんが、米以外減らしています。極端に量は減らしておりませんが、例えば鶏肉とかでもそうやし、豚肉もそうやし、野菜もそうですし、全体的に極端に1個減らすと、それは出来上がったものとしてよくないので、米以外は減らしております。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） ここのところなんですけれども、5番のところの将来の子ども人口の減少によるということで書いておりますけれども、必要数が減少すれば、その分単価というのは上がるような気がするんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○委員長（山内実貴子） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 子ども数が減ればスケールメリットがなくなっちゃいますので、当然1人当たりの食材費は上がります。それがこちらの資料ですね。2ページ目の食材費というところの1食あたりの食材費のところにかかせてもらっていますように、将来的にもこれがどんどん上がってくると思うんですけれども、給食はや

めることはできないので、やっぱりこの1食当たりの食材を狙っての給食費の単価設定というのは、ずっとこれからもしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） 給食は必要なカロリー数を計算された上でメニューを提供されているはずですがけれども、今年度高校生になられた方からお伺いしたんですけれども、小学校に入ったときから中学校3年生まで9年間、給食を食べ続けたけれども、だんだん量が少なくなったり、内容が貧しくなってきたりというようなことをお伺いしました。

全体的に食べ盛りのお子さんがたくさんいらっしゃいますし、値上げというのは、私はやむを得ないと思っております。これは当然私も理解はいただいている、社会的な風潮としても理解はいただけることだと思いますし、とにかく子どもさんたちが、毎日おいしい給食を食べていただくということが大事ですし、また育ち盛りの体をしっかり育ててあげるという意味においても、安定した給食を提供していただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） すみません、私のほうからも給食のほうで質問をさせていただきます。ごめんなさい。質問というか、質問ではないのですが、いつも本当においしい給食を提供いただいて、ありがとうございます。

本当に現在、スーパー等でもほんまに目に見えて物価が上昇しております。その中で、子どもさんは減っている中で、1人当たりの食材費はもちろん上がってきていますし、その中でも給食は提供してもらわなければならないものです。やはり栄養士さん等が本当に多分食材の調達に苦労されていることはお聞きしてしました。本当にご苦労いただいてやっていただいたと思います。やはり給食は今も、田中委員からもありましたけれども、安全に量を提供すると、安全第一で。やはり食育の面も大きいと思いますので、今後もこの値上げに関しては、私も仕方がないのかなというふうに考えております。今後も安全な給食をどうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、言われたような形であるんですが、物価高による引上げ、この面は仕方がないかなと考えていますが、ここに1ページのところに、無償化もしくは一部補助を行っていないのは、宇治田原町だけであると書かれています。これはどうなの

かなと思うんですけども、今後、補助を考えてられているのかどうか、その辺はどう
なんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） ご承知のように国のほうでは給食費の無償化と
いうことで国のほうが打ち出しておりまして、国と都道府県で2分の1ずつを、負担を
して補助をするというようなことで、今、政府のほうが動いているように聞き及んでお
ります。その制度の詳細等は今後明らかになってくると思いますが、その中身等含めま
して、今後予算議論の中で今現在、協議をしているところでございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、されているということであれば、しっかりとやっていただきた
いのが一つと、来年度から給食無償化と言われているのは小学校だけですよね。宇治田
原町は中学校もあるし、その辺の中学校に対する考え方というのは教育委員会ではどう
いうふうに思っておられるのですか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） これまでから、給食無償化につきましては、国
のほうの責任でということ、町のほうも要望しておりますし、教育委員会のほうとし
ましても、市町村の教育委員会の連合会ですとか、町村の教育長の会議等で京都府なり
のほうに、要望なりをさせていただいていますので、まず基本としましては国のほうで
お願いをしたいということで、引き続いて要望のほうはしていきたいというふうに思っ
ております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） ほかの近隣の市町村でも、かなり全額補助ということでされていま
す。中学校に関しても来年度予算の中でも、町独自でもその中学に関してもやっていく
ような形のものを、しっかりと考えていってもらえたらなと思いますので、その辺の検
討も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） すみません、私もこの給食の値上げのことについては、るる説明が
あったので、よく理解ができます。今、次長のほうから答弁がありましたように、国の
ほうで無償化という話が出ています。これの無償化と言いましても、全国で給食費は材
料代もばらばらなんですね。高いところもあれば安いところもある。

それで、私、ちょっとお尋ねしたいのは、政府、今、これは選挙によってまたどうなるか分かりませんが、無償化の方向というのは与野党で一致しているので、間違いなく実施はされます。されることについては間違いありませんけれども、金額も一定レベルの案は出ていると思うんですけど、文科省が俗に言う無償化として試算された金額というのが、今、市川所長がおっしゃった値上げですね40円、過去の倍に値上げしても、その範囲に入っているのかどうか。あるいは、文科省の言う試算のぎりぎりいっぱいまでの、目いっぱいまでの価格ということになっているのかどうか。

でないと、逆に言うたらお金はたくさん出ているのに、こちらの設定料金はもっと安いんやということになれば、先ほど栄養の話とか、いろんなことがありましたので、できたらやっぱり、そういう補助の額というのは目いっぱい使わないといけないと思うんです。そのあたりは考え方として、この給食費の値上げも含めてどうなんでしょうか。あまり上げると中学校のほうにも先ほど山本委員の話で、中学校はまだなっていないので、そこへの影響もあるかと思うんですけども、ただ材料代として目いっぱい、やはり無償化というのは何かそういう文科省あたりからの通達とか、そういうことの情報というのをつかんでおられるのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 国における無償化の詳細ということでございます。

国のほうでは、基準額というのを設けておまして、完全給食の場合は小学校の場合、5,200円を基準とされております。基準額につきましては、令和5年度の学校給食費の全国調査の平均値ということで、5,200円の基準額を設定されております。それに、給食実施校の児童生徒数掛ける11か月分というのが、1億円の交付金のスキームというような状況になっております。

これを本町の給食費で割り返してみますと、1食当たり約300円程度の額ということで算定をされます。今回、今現在280円の部分が値上げによりまして320円ということになりますので、国からの無償化の額については、そのまま充当できるような形になると考えているところでございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） ありがとうございます。

詳しく答弁していただいて、これで大体イメージが湧いたのですが、こういった形で今後無償化ということなんですけど、今の国の補助も含めて、やはりその辺の値上げ

のことは検討を十分にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、宇治田原町立学校施設使用条例の一部改正について説明を求めます。重富学校教育課課長補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） それでは、宇治田原町立学校施設使用条例の一部改正につきまして、ご説明のほう申し上げます。

お手元の資料に沿いまして、ご説明申し上げます。

趣旨といたしましては、現在、維孝館中学校体育館におきまして、空調設備の設置整備を進めているところでございます。空調設備の供用開始後におきましては、学校教育目的以外で空調機を使用する場合、ガス代の増加もございますので、当該使用者から光熱費の一部を受益者負担として、徴収をお願いするといったことで考えております。これに伴いまして、中学校体育館使用料に係る規定の一部を改正するというのが趣旨でございます。

使用料につきましては、現行、電気使用料金といたしまして中学校体育館使用料1区画400円、全区画800円の徴収をお願いしているところでございますが、供用開始後におきましては、空調機の定格出力に基づきまして算出したしました光熱費、あるいは近隣自治体の状況を踏まえまして空調使用料の金額設定を行いまして、3月の定例議会のほうに条例改正案を上程させていただきたいというふうに考えております。

参考といたしまして、他市町の状況ですが八幡市におきましては、1時間800円の空調使用料を徴収しているところでございます。また、井手町につきましては、1時間当たり1,000円、京田辺市につきましては、体育館使用料一体徴収でございますが、小学校におきまして30分当たり250円、中学校におきましては30分当たり300円といった金額設定となっております。

今後の予定でございますが、来月2月に開かれます町教育委員会定例会に改正条例案の議会提案を報告いたしまして、3月町議会定例会に改正条例案をご提案させていただくということにしております。6月には空調設備の設置工事が完了いたしまして、7月から空調機の供用開始、使用料の徴収をお願いしていくということで予定をしております。

改正条例の施行予定日といたしましては、令和8年7月1日を予定しております。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。田中委員。

○委員（田中大典） 空調設備が中学校の体育館に整備されるということで現在、住民体育館であるとか、両小学校であるとか、練習当時使用されている団体さんから中学校の体育館を使いたいということもあろうかと思うんですけども、そのご案内というのはどういうふうな形でされるのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 今、維孝館中学校のほうにつきましては、議員からもございましたように、学校目的外で町内の各種団体のほうが利用していただいているところがございますけれども、供用開始に当たりましては現在、工事が進んでいくにつれて使用のほうを止めさせていただいたりということで、ご不便もかけておるところでございます。

また、今、ご説明申し上げましたとおり、条例を改正いたしまして使用料の値上げのほうも検討しておりますので、詳細が確定いたしました段階で、また議会のほうでご承認いただいた段階で各種団体のほうには、お手紙を送らせていただくような形で、丁寧な説明のほうに努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） 私からは結構です。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） 今、ご説明でちょっと確認したいんですが、使用料のところなんですが、使用料で多分今現在、重富補佐のほうから説明があった条例という言葉が出たので、多分条例に書いてあるのかなとは思いますが、その1区画400円、それから全区画で800円ということなんですけれども、これは全区画というのは1区画というのは半分という意味なんですかね、体育館の。それはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 1区画とありますが、半面の使用ということでございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） ありがとうございます。

半面ということですけど住民体育館よりも中学校の体育館、恐らくもっと狭かったと思うんですけど、その電気設備として半分だけでも結構明るいと思うんです。そうなるのと、逆に八幡とかこれも多分学校やと思うんですけど、井手なんか見ていたら値段的に言うたら全区画ということで、極端に言うたら半分の値段ですと使えらと。全面がそこそこ明るいのでちょっと薄暗い程度ぐらいやたらいうようなことになりやせんかなと思うんで、大会するとか何とかいうようなことやたら全照明が必要なるけど、練習の場合やたらそこまで必要ないということになれば、そういうような使い方というのも逆に言うたら団体によっては出てくると。そうなるのと、ちょっとどうかなという懸念があるんで、恐らく今、言われた全区画を1本にしても条例の実施に当たっては、やたらどうかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょう。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 今、議長からございましたように、使用の実態、こちらのほうも十分に確認をいたしまして、管理上どういった料金設定がふさわしいかということも今、議長がおっしゃっていただいたことも踏まえまして、使用形態についても考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） よろしくお願ひいたします。できる限り半分使っているところと全面使っているところと、半分の料金を知らなかったとかいうような不公平がないように、できたら一本化していただいたほうがすっきりするんじゃないか。仮に全面の一本化しても仮に800円にしても八幡なんかと同じような値段やと思っておりますので、ぜひ検討のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） この体育館、LED化されると思うのですが、その関係で言うと照明設備が確かにちょっと少しは安くなるのかな、電気代はと思うんですが、その辺との関係で金額そのものは変わらないというふうに、今、言われていましたけれども、変わらないのかどうかということも含めて、それはどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 今回条例のほうで改正を考えておりますのは、あく

まで空調機器の設置に伴うガス代の増加分ということでございまして、電気設備に関する使用料については料金のほうの改定は考えておりません。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。そうでしたら今後も利用しやすいように考えていただきたいなと思います。結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて学校教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の令和7年度第4四半期の事業執行状況並びに各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） では、私のほうから学校教育課について質問をさせていただきます。不具合のあった宇治田原小学校の放送設備は今現在どのような状況になっているのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 宇治田原小学校の放送設備につきましては、6月補正に予算計上させていただきまして、ご可決をいただきました。その後、工事の設計、入札、施工ということで12月13日の日に工事のほうは終了しております。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 今回の放送設備については大きな不具合が起こる前に迅速に対応いただいたと聞いております。今までの間、特に大きな不具合がなかったと、問題もなかったというふうに聞いておりますので、その辺に関しては安心をしております。

6月の補正を編成いただいて、入札、工事と半年ぐらいの期間がかかってしまっているのが、ちょっとひとつ気になるかなと思います。学校の放送設備は常時使用にとどまらず、災害とか有事の際にも安全確保に直結する重要な設備ではないかと思います。そういうことが起こったときに、もし期間中に不具合が発生していれば、十分に避難誘導や情報伝達が遅れて被害が拡大した可能性も否定できないところではございます。

今回のような事案に関しては、一刻も早い補修を行うことはできなかったのかなど。例えば、専決処分予備費などの活用は検討されたと思うんですけども、行政としての考えをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 学校の放送設備につきましては、一斉放送がかかりにくい状況ということで壊れる前ということで、早めに補正予算のほうを計上させていただいて、ご可決をいただいたところでございます。

今回のご厚意に当たりましては放送設備の機器のほうに納期の時間を要したことでか、放送設備を利用してJアラートですとか、インフォカナルとか、そういった情報発信も行っておりますことから、そのあたりの調整に想定以上の時間を要することになり、ご心配をおかけしたところでございます。

今後につきまして工事につきましては、早期の発注、完成に引き続いて努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 今回の件にかかわらず、冷暖房が夏場に故障した場合、生死に関わるような異常気象が続いていますので、そういった場合には柔軟に対応していただければと思います。いつも今回の場合も本当に早く対応していただいたことは大変評価しております。今後も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 事務局から。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、令和7年度第4四半期の事業執行状況並びに各課所管事項の報告を受けたところです。

本年度も第4四半期に入り、残すところ2か月余りとなりました。事業の執行に当たっては、年度内完了に向け、最善の努力を強く求めておきます。

なお、閉会中の委員会は、本日の委員会が本年度最終としておりますが、3月議会に向けて開催の必要が生じれば調整いたしますので、委員各位、また町当局におかれましても、対応をよろしく願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時18分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 山 内 実 貴 子